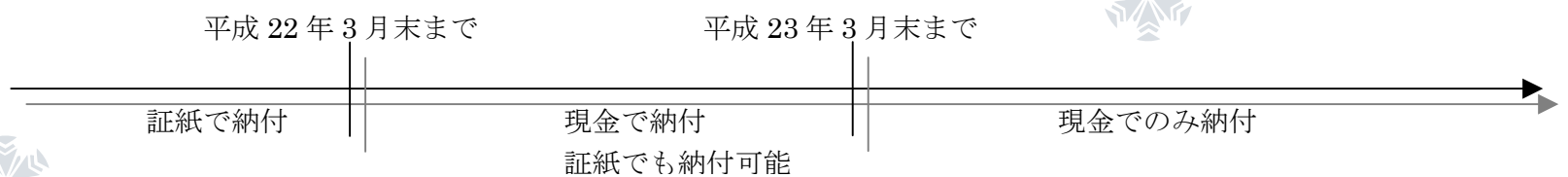


明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひ申し上げます。  
さて新年早々、岡田ジャパンが超厳戒態勢の中、6日のアジア杯最終予選イエメン戦に臨むことになりました。イエメンの首都サヌアでは日本大使館も査証発給などの領事業務の窓口を閉鎖したようです。勝って無事に帰国できるといいですね。今年一年、皆様のご多幸をお祈り申し上げます。所員一人一人が皆様のお役にたてますよう頑張ってお参りますので、何卒変わらぬご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。中村仁司 職員一同。

## 来年度より東京都収入証紙が廃止されます

東京都庁がデザインされた東京都証紙。東京都においては、建設業許可申請、宅建免許申請、建築士事務所登録申請、産廃許可申請など一部の手数料の納付については東京都が現金のみでの納付に限られている現状があり、実情にそぐわないと判断され、全国に先駆けて地方証紙の廃止の運びとなりました。自動車運転免許やパスポート発給、納税証明書等各種証明書の申請の際に貼付していた東京都証紙が本年度末をもって廃止されます。来年度以降証紙を購入することなく現金で納めることとなります。

手持ちの東京都証紙は来年度中は使用することができますが、翌々年度以降は使用できなくなりますので注意が必要です。なお平成22年4月以降から平成28年3月31日までの6年間は現金還付が実施されます。(佐久間)



### 建設業Q&A

Q. 一般建設業と特定建設業の違いは？

A. 建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可を受けなければなりません。ただし、発注者から直接工事を請け負い、かつ3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上を下請契約して工事を施工する者は、特定建設業の許可を受けなければなりません。

●元請が発注者から請け負う額に制限はありません。→特定か一般かの判断は、下請に発注する額によって決まります。

●工事の規模の大小は関係ありません。→比較的規模の大きい工事を元請として受注した場合でも、その全部を元請にて自社施工するか、下請発注額が3,000万円未満であれば、一般建設業の許可でも大丈夫です。

●「下請発注額によっては特定建設業の許可が必要」とした要件は、元請業者に対してのみ求めているものです。→一次下請以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。(一次下請業者が二次下請業者に対して発注する額に制限はありません。また、その発注額による特定、一般の条件もありません。) (藤田)

### 世界のお正月

お正月休みは、日本では大きな行事です。でも、この時期に長いお休みをとるのは、世界では珍しかったりします。世界では、どのようなお正月を迎えるのでしょうか。

#### 中国・台湾

旧正月（春節）ですので、2月になります。お正月料理としては、年夜飯と呼ばれる特別料理や、もち米と8種類の木の実で作る八宝飯、白菜や高菜などの縁起の良い言葉が入る野菜で作る年菜などがあります。

#### アメリカ

アメリカン・フットボールの人気があり、全米大学チャンピオンを決めるローズボールは大勢の人が熱狂します。休みとしてはクリスマス休暇が主なので、2日から仕事だそうです。

#### タイ

4月に旧正月（ソクラーン）を迎えます。元々は、家族が集まって仏像のお清めをしたりするものでしたが、現在では水掛け祭りとして賑やかに行われています。

時期や祝い方が違っても、家族が集まるのは同じようです。(佐藤)

